

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年4月8日
管理表No.	0113-22 改訂00

項目	コメント内容
搬送設備及び受入施設 (第15条)	0113-21 同様に別添 2.2 において、搬送台車の動力供給停止時に金属キャスクを着床させ衝突を防止するとあるが、これはキャスクを安全に保持すると言えるのか説明すること。

(回答)

搬送台車の動力源である圧縮空気の供給が停止した場合、金属キャスクは着床する。この状態では、搬送台車の移送及び取扱いができないため障害物との衝突はないこと及び「添付 11-2 3.3 着床時における地震動の影響」に記載のとおり、着床時における転倒はないことから金属キャスクを安全に保持することができる。

金属キャスクを安全に保持できる設計としていることを明確にするため、設工認申請書の記載を以下のとおり変更する。

別添 2.2 e. 受入設備 (b) 搬送台車

変更前：イ．搬送台車は、電源喪失時や空気圧縮機の停止により動力源である圧縮空気が停止した場合には、金属キャスクを着床させ衝突を防止する。

変更後：イ．搬送台車は、電源喪失時や空気圧縮機の停止により動力源である圧縮空気が停止した場合には、金属キャスクを着床させ衝突を防止する。この状態では、移送及び取扱いはできないこと及び着床時における転倒はないことから金属キャスクを安全に保持できる設計とする。

以上